

保 育 課

港区保育利用調整基準の一部改正について

保育利用調整基準については、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平、公正に保育園の入園調整ができるよう、毎年見直しを検討し、必要に応じて改正しています。

区内保育施設等の申込状況を踏まえ、より適切な入園調整の実施を図るため、令和7年度の保育利用調整基準の一部を改正します。

1 改正の内容

(1) 基準指数3「疾病」について、状態の説明を追加

現行の基準では、入院、常時病臥、感染性疾患、重度の精神性疾患、常時安静、一般療養の区分としていますが、それぞれの基準がわかりづらいため、目安となる状態を補足し、わかりやすくより適切に基準指数を判断できるようにします。

(2) 調整指数6の表現の一部を見直し、兄弟姉妹に双子以上が含まれることがより明確になるよう修正

適用条件としている「兄弟姉妹」に双子以上の児童も含まれるため、表現を見直します。

(3) 調整指数「就労しているが2か月以上の勤務実績が認められない者」の減算の削除

就労を開始して実績が少ない人と、継続して就労している人との差をつけていますが、入所月において保育が必要なことに差はないため、減算を削除します。

(4) 調整指数「勤務実績と収入実績に整合性がない者」の減算の削除

国の就労証明書の様式変更により、令和7年4月入所分から就労実績に対する給与支給実績の欄がなくなります。保育の必要性は勤務実績から確認ができるため、減算を削除します。

(5) 調整指数14の表現を見直し、「港区外在住で、保護者の一方又は双方が区内の勤務地に通勤している世帯（港区への転入予定を除く）」に修正

現行の基準では、「港区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯」としていましたが、よりわかりやすい表現に見直します。

(6) 調整指数17「希望する認可保育園等に入園できない場合、育児休業の延長も許容できる世帯」の減算の新設

入園の申込みに当たり入所保留となることを希望する意思表示を行って育児休業を延長した場合、令和7年4月から育児休業給付金の支給を停止する旨の事務連絡がこども家庭庁からありました。保育を必要とする方の入園が優先されるよう、育児休業の延長を許容できる世帯について減算する指数を新設します。

(7) 優先順位「就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯」の削除

4月時点での待機児童ゼロを5年継続しており、一部の認可保育園等では定員に空きが生じています。認可保育園等に入ることができず、やむを得ず認可外保育施設に通う児童が生じる状況ではないため削除します。

2 今後のスケジュール（予定）

令和6年	9月	保健福祉常任委員会報告
	10月上旬	保育園入園のご案内（令和7年度版）のホームページ公開
	10月下旬	保育園入園のご案内（令和7年度版）の配布
	11月上旬	4月入所（一次）申込受付開始
	12月上旬	4月入所（一次）申込締切
令和7年	1月中旬	4月入所（一次）申込（R6.11.16～R7.1.1生）締切
	下旬	4月入所（一次）内定発表
		4月入所（二次）申込受付開始
	2月中旬	4月入所（二次）申込締切
	3月上旬	4月入所（二次）内定発表

10 港区保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は21ページの優先順位をもとに調整します。

<世帯指数の算定方法>

$$\text{父 基準指数} + \text{母 基準指数} + \text{調整指数} = \text{その世帯の合計指数}$$

(注)ひとり親世帯の場合には、父又は母の基準指数に20を加算した後、調整指数を加減算して、その世帯の合計指数とします。

(1) 基準指数

番号	保護者の状況		基準指数		
	保育が必要な事由	細目			
1	就 労	就 労	月20日以上 の就労	1日8時間以上又は月160時間以上の就労を常態としていること	20
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14
			月16日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11
			月12日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8
			上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること	8	
		就 労 内 定	月20日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	14
				1日6時間以上8時間未満の就労内定	11
				1日4時間以上6時間未満の就労内定	8
			月16日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定	11
1日6時間以上8時間未満の就労内定	8				
1日4時間以上6時間未満の就労内定	5				
月12日以上 の就労内定	1日8時間以上の就労内定		8		
	1日6時間以上8時間未満の就労内定		5		
	1日4時間以上6時間未満の就労内定		2		
	上記に該当しないが、月48時間以上の就労内定	2			
2	出 産	出産(出産予定月の2か月前(多胎児妊娠の場合は4か月前)から認定期間満了日まで)	12		
3	疾 病	入院(概ね1か月以上にわたり、入院又は入院を予定している場合)	22		
		居宅内療養	常時病臥(概ね1か月以上、1日の大半を病床に臥し、原則医師の診療を継続して受けている場合)、感染性疾患、重度の精神性疾患	20	
			常時安静を要する(上記「常時病臥」及び「感染性」、「精神性」以外の自宅療養者で、通院等を必要とする病状にあり、医師から安静又は安静に近い療養を指示されている場合)	14	
	一般療養(上記のいずれにも該当しないものの、児童の保育に支障があると認められる状態)	11			
4	障 害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	20		
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	14		
		身体障害者手帳4級	8		

5	介 護 ・ 看 護	月20日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		月16日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		月12日以上 の介護・看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求 職	求職活動のため、外出を常態としていること	2	
7	就 学	月20日以上 の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		月16日以上 の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
	就 学 内 定	月20日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	11
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
		月16日以上 の就学内定	1日8時間以上の就学内定	8
			1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	
9	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合	2～22	

(2) 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親が死亡・拘禁・行方不明などの理由で不存在の世帯	+8
3	生計中心者が失業し、就労内定の状態、又は求職のため外出が常態となっている世帯(ひとり親世帯は除く)	+3
4	新規入園申込みのひとり親世帯	+2
5	申込児童又は同居の児童に障害がある場合(新規入園申込児童に限る) ※障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日まで適用します。	+2
6	兄弟姉妹(双子以上含む)が同時に新規の入園申込みをする世帯、又は兄弟姉妹(双子以上含む。卒園・退園予定児を除く)が在籍している認可保育園等に新規の入園申込みをする世帯 ※同時に新規の入園申込みをする場合は、希望園が同じ園に限ります。 ※在籍している兄弟姉妹が転園申込みしている場合、新規に入園申込みをする希望園が、兄弟姉妹の在籍している園又は転園希望園と同じ園の場合のみ、当該園の選考に限り適用します。	+1
7	双子以上の申込みである世帯(新規入園申込児童に限る)	+1
8	内定発表日の属する月以前の3か月以内にひとり親となり、就労内定の状態、又は求職活動をする場合(新規入園申込児童に限る)	+3
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合	+1
10	同一世帯内に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合 ※同一世帯内に保育園の入園申込みをしていないものの、子育てのための施設等利用給付認定(2号・3号)を受けている児童、入園申込可能月齢に達しない児童、介護・看護の対象児童は除きます。	-1
削除	就労しているが2か月以上の勤務実績が認められない者 ※退職した就労先の離職票等を提出し、1か月以内に同程度の勤務条件で就労継続が証明された場合は適用しません。父母それぞれに適用し、結果発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断します) ※直近2か月の就労実績が雇用形態を満たしていない場合は適用となります。	-2
削除	勤務実績と収入実績に整合性がない者 ※父母それぞれに適用します。	-3
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯 ※「保育が必要な事由」が「介護・看護」の人に適用します。	+3
12	父母ともに大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない世帯	-3
13	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
14	港区外在住で、保護者の一方又は双方が港区内の勤務地に通勤している世帯(港区への転入予定を除く)	-9
15	正当な理由なく保育料等を納期限から3か月以上滞納している世帯(卒園者を含む) ※結果発表日の属する月の1日で判断します。	-20
16	保育施設に保育士又は看護師の有資格者として就労内定(1年以上勤務が決定していること)している者	+6
17	希望する認可保育園等に入園できない場合、育児休業の延長も許容できる世帯 ※該当する場合、他の調整指数は適用しません。	-40

※新規入園とは、認可保育園等に在籍していない児童が認可保育園等に入園すること。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位をもとに調整します。

番号	条 件
1	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある。(やむを得ない理由で住民登録ができない場合は除く)
2	新規入園申込みの世帯
3	ひとり親世帯
4	心身障害者・疾病世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合、または身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、特定医療費(指定難病)受給者証を持っている場合に適用します。申込児童又は同居児童に障害(手帳相当)がある場合も含まれます。ただし、適用されるのは障害のある同居児童が18歳に達する日以降、最初の3月31日までです。
5	就労世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が父母ともに「就労」の場合に限り、適用します(就労内定を除く)。
削除	就労し、かつ認証保育所等の認可外保育施設に預けている期間が6か月以上ある世帯でその期間の長い世帯 ※保護者の「保育が必要な事由」が「就労」に該当する場合に適用します。港区内の認可保育園等へ申込みをし、その待機期間が6か月以上必要です。「6か月」は結果発表日の属する月の1日で判断します。(4月1次のみ、2月1日時点で判断します)
6	同居の児童が港区内の認可保育園等に在園している場合
7	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申込みする場合 ※退所月から1年以上経過している場合に限り、再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
8	同居の児童が同時申込みの世帯
9	養育している小学生以下の児童の数が多き世帯
10	保育施設で勤務する保育士若しくは看護師が育児休業から復職する場合、又は保育施設で保育士若しくは看護師として就労することが内定している場合 ※1年以上勤務する場合に限り、再入所する児童とその兄弟姉妹に適用します。
11	居宅訪問型保育事業からの転園である場合
12	経済的困窮度の高い世帯(保護者の区市町村民税所得割額の合算値の低い世帯)
13	港区に在住している年数が長い世帯 ※保護者のいずれか長い方の期間(市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時転出前及び一時移転の期間も居住期間に含まれます。ただし、市街地再開発事業整備後の建物に戻り、申込み時点において港区に住民登録をしている者に限り、)を適用します。